

令和 8 年度 瑞穂町中小企業振興資金融資 あっせん制度のご案内

○制度内容

制度名	運転資金	設備資金	併用（運転・設備）資金		開業資金
資金使途	商品、原材料の仕入又は買掛金決済、支払手形決済等に必要な資金	店舗、工場、事業所の新築、増改築又は機械、什器等の購入に必要な資金 (未着手の設備に限る) *車両については事業用のものとする。 (ナンバーの規定あり)	運転資金の使途と同様	設備資金の使途と同様	新たに事業を開始するために必要な資金及び開業した日から1年に達する前日までに必要な費用
融資限度額	1,000万円	2,000万円	3,000万円		2,500万円
償還期間及び償還方法	据置6ヶ月を含み84ヶ月以内 (元金均等月賦償還)	据置6ヶ月を含み120ヶ月以内 (元金均等月賦償還)	設備資金が50%未満 運転資金と同様	設備資金が50%以上 設備資金と同様	据置6ヶ月を含み120ヶ月以内 (元金均等月賦償還)

保証料の補助 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を得た場合は、保証料の2分の1(千円未満は切捨て)を限度として補助します。ただし、補助金額は、10万円を限度とします。

※ 再融資限度額は、運転資金、設備資金のそれぞれの限度額から現に受けているそれぞれの融資額の残額を控除した額までとする。(開業資金、併用資金の内訳は運転資金、設備資金に按分する。)

○金利

年1.8% (町の利子補給率0.9%) ※令和8年4月1日以降に申請受付したものから。

○取扱金融機関

金融機関名		支店	電話番号
青梅信用金庫	瑞穂支店	042 (557) 0511	
多摩信用金庫	瑞穂支店	042 (556) 4111	
西武信用金庫	瑞穂支店	042 (556) 0171	
西武信用金庫	長岡支店	042 (557) 2212	
西多摩農業協同組合	瑞穂支店	042 (557) 0042	
多摩信用金庫	羽村支店	042 (555) 3111	
飯能信用金庫	入間支店	04 (2962) 3161	
飯能信用金庫	青梅東支店	0428 (32) 7383	
山梨中央銀行	羽村支店	042 (555) 2111	

農業協同組合員の加入者であることが必須

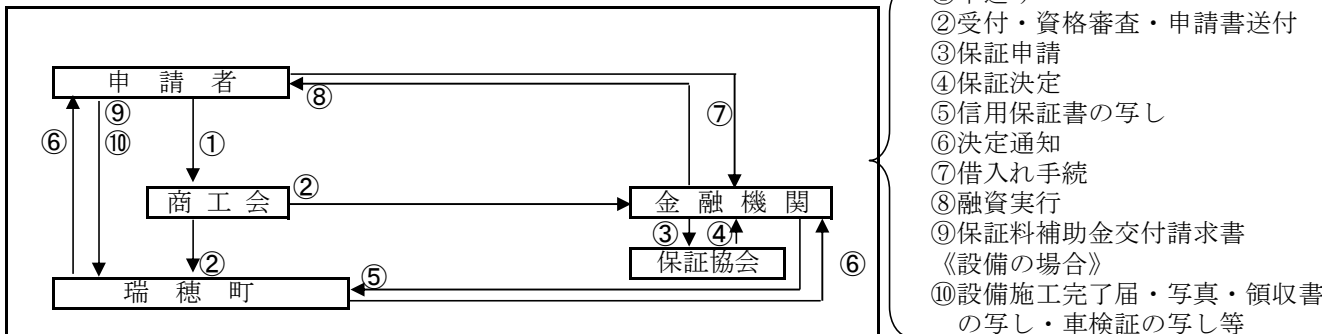
○申込場所

瑞穂町商工会 (受付時間: 午前8時30分~午後5時00分まで)
(所在地): 瑞穂町大字石畑1973 (電話): 042 (557) 3389

※ 申請は、本人または代表者が必ず申請して下さい。

なお、商工会では申請書作成の際、記載指導も行っております。

(町の融資制度のほか、国や都の各種制度も取扱っておりますので、お気軽にご相談下さい。)



- ①申込み
- ②受付・資格審査・申請書送付
- ③保証申請
- ④保証決定
- ⑤信用保証書の写し
- ⑥決定通知
- ⑦借入れ手続
- ⑧融資実行
- ⑨保証料補助金交付請求書
《設備の場合》
- ⑩設備施工完了届・写真・領収書の写し・車検証の写し等

○申請者の資格

(1) 運転資金及び設備資金

- ① 資本金若しくは出資金の総額が、1億円以下の法人又は個人であって、常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする者については20人）以下で、東京信用保証協会の保証対象業種を営む者であること。ただし、特定非営利活動法人については、資本金等の要件を適用しない。
- ② 町内に1年以上住所及び事業所（法人の場合主たる事務所）があり、町内で同一事業を1年以上継続して営んでいること。
- ③ 町税（町民税及び固定資産税）の納税義務者で、町税を申告し納期の経過した分まで完納していること。
- ④ 連帯保証人1人以上と、東京信用保証協会（以下「保証協会」）又は東京都農業信用基金協会（以下「基金協会」）の保証が必要。ただし、町長が金融機関と協議し連帯保証人は省略することができる。

(2) 開業資金（西多摩農業協同組合は開業資金不可）

- ① 資本金若しくは出資金の総額が、1億円以下の法人又は個人であって、常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする者については20人）以下で、保証協会の保証対象業種を営む者又は営もうとする者であること。ただし、特定非営利活動法人については、資本金等の要件を適用しない。
- ② 申請日を基準日として、町内で新規に事業を営もうとする者又は開業した日から1年未満であること。
- ③ 市町村税（特別区税を含む）の納税義務者で、市町村税を申告し納期の経過した分まで完納していること。
- ④ 連帯保証人1人以上と、保証協会の保証が必要。ただし、町長が金融機関と協議し連帯保証人は省略することができる。
- ⑤ 許可又は認可を必要とする事業を開業する場合は、既に許可又は認可を取得していること。
- ⑥ 個人又は法人を設立して事業を開始しようとする場合は、具体的な事業計画・資金計画があること。

○連帯保証人の資格 ※一定の条件（④⑤）を満たした場合に限り省略を可とします。

- ① 一定の職業を有し、独立の生計を営む世帯主又はこれに準ずるものであること。
- ② 市町村税（特別区税を含む）が50,000円以上の納税義務者で納期の経過した分まで完納していること。
- ③ 現にこの制度による保証をしていないこと。
- ④ 取扱金融機関が融資実行にあたり、連帯保証人（経営者保証）を必要としない場合
- ⑤ 東京都信用保証協会又は東京都農業信用基金に信用保証委託の申込みにあたり、連帯保証人（経営者保証）を必要としない場合

○ご用意いただく書類

- ① 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん申請書（商工会・所定：3枚綴り）…………… 1式
- ② 金融機関指定書類
 - (1) 信用金庫・銀行をご利用される場合
 - ①信用保証委託申込書（所定）、②信用保証調査書（所定）
 - (2) 農業協同組合をご利用される場合
 - ①債務保証委託申込書（所定）、②借入申込現状書（所定）
- ③ 印鑑証明書（瑞穂町住民課又は東京法務局西多摩支局）
 - (1) 申込者…………… 2通
 - (2) 連帯保証人＜必要者のみ＞…………… 2通
- ④ 納税証明書
 - (1) 町民税・法人町民税・固定資産税【直近2年分】（瑞穂町税務課）…………… 1通
（注）町税の納税義務者であって、納期分まで完納していること。
 - (2) 所得税「その1」【直近1年分】（青梅税務署）…………… 2通
法人は法人税「その1」…………… 2通
 - (3) 連帯保証人＜必要者のみ＞（注）納税義務者であって、年額50,000円以上で完納者（納期到来分）
市町村税（特別区税を含む）【直近2年分】（区市町村役場）…………… 1通
※課税されている全ての市町村税に係る納税証明書（市町村民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険税等）
- ⑤ 住民票
 - (1) 申込者（瑞穂町住民課）…………… 1通
 - (2) 連帯保証人＜必要者のみ＞（区市町村役場）…………… 1通
- ⑥ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）＜申込者が法人の場合＞（東京法務局西多摩支局）…………… 2通
- ⑦ 最近の申告書・決算書（控）のコピー【直近3年分】…………… 各2通
（注）決算後6ヶ月経過の法人の場合は、試算表及びその内訳書…………… 2通
- ⑧ 見積書・カタログ又は図面等（設備資金・開業資金＜必要者のみ＞）…………… 2通
（注）なお、建築確認を要する新築、増改築は、建築確認済証の写しを必要とする。
- ⑨ 連帯保証人確認書＜必要者のみ＞…………… 1通
- ⑩ 許認可番号のある業種（東京都・保健所等）はそのコピー…………… 2通
- ⑪ 事業計画書・資金計画書（開業資金のみ）…………… 1通

融資あっせん申請書(記入例)

様式第一号(二)

瑞穂町中小企業振興資金
融資あっせん申請書

(法人)

〇〇年〇月〇日

フリガナ	イシハタ						
本社所在地	瑞穂町大字石畑1973						
フリガナ	ミズホショウカイ						
法人名	(株) 瑞穂商会	電話	042(557)3389 番				
フリガナ	ミズホ イチロウ						
代表者名	瑞穂 一郎 (印)	(年齢 56 歳)					
営業所(工場)	瑞穂町大字石畑1973	電話	042(557)3389 番				
代表者経歴	業種	製造機械販売	個人創業	昭和〇年 5月			
昭和45年5月瑞穂商会として開業 昭和47年5月(株)瑞穂商会を設立。 代表取締役となる	資本金	3,000 万円	法人設立	昭和〇年 5月			
	常勤役員	2 名	業歴	〇年 11ヶ月			
	従業員	25 名	現地業歴	〇年 11ヶ月			
借入希望金額	1,500 万円		借入希望金融機関	〇〇信用金庫△△支店			
借入希望期間	10 年 0 ヶ月	借入希望据置期間	0 ヶ月	借入希望時期	令和〇年〇月〇日頃		
必要な理由	(具体的に) 倉庫用エレベーター設置資金 1,300万円 材料仕入資金 500万円						
借入金の使途	① 総必要額 1,800 万円 ② 自己資金 300 万円 ③ 借入金 1,500 万円 ④ その他 万円		申請金額との差額の資金繰 普通預金・定期預金等 300万円				
(連帯保証人)							
私たちは、申請者が万一融資金を期日までに返済しないときは、連帯保証人として債務を代位弁済し、決してご迷惑を相かけません。 〇年〇月〇日							
フリガナ	ミズホ イチロウ		フリガナ				
保証人氏名	瑞穂 一郎		保証人氏名				
生年月日	昭和〇年〇月〇日		生年月日				
住所	瑞穂町大字石畑1973		住所				
職業	会社役員		職業				
申請者との関係	代表取締役		申請者との関係				
電話	042(557)3389	居住年数	〇年 11ヶ月	電話	()	居住年数	年 ヶ月

(注)申請書類には、ありのままお書きください。もし虚偽の記載をした場合は、融資をしないことがあります。又、申請書類は一切お返ししません。町税等の納付状況について、調査、照会及び閲覧することを承諾します。

法人名 (株) 瑞穂商会
代表者氏名 瑞穂 一郎 (印)

固定資産内訳			事業所略図	
有・無	土地	m ²		
	建物	m ²		

※連帯保証人を省略する場合は、「連帯保証人の省略について」を申請書及びその他必要書類と一緒に提出してください。連帯保証人を省略する場合は、申請書の連帯保証人欄の記載は不要です。

○注意事項

1. 保証料の負担

東京信用保証協会及び東京都農業信用基金協会の保証にかかる保証料は、申請者の負担となりますが、請求により保証料の2分の1(千円未満は切捨て)を限度として町が補助します。ただし、補助金額は10万円を限度とします。

また、繰上償還により返戻保証料を受けたときは速やかに届け出て下さい。再計算し差額が発生した場合は、返還していただく場合があります。

2. 保証料の請求

保証料の請求は、融資が実行されたのち速やかに瑞穂町中小企業振興資金融資保証料補助金交付請求書を町に提出して下さい。

3. 設備施工完了届の提出

設備資金及び開業資金の融資あっせん決定を受けた申請者は、設備施工完了後、速やかに設備完了届(車両については車検証の写しを添付)を提出して下さい。また、設備の写真や領収書の写しも添付して下さい。

4. 違約金

元金均等償還を怠った場合は、償還すべき金額に対し、町長と金融機関が協議して定める率に基づき、計算した違約金を支払うことになります。

5. 利子補給分の負担

償還期間中であっても滞納した場合は、滞納期間中の利子補給は致しません。

6. 届出事項

資金融資を受けた方が借受期間中、次のいずれかに該当するときは、速やかに町長にその旨を届けて下さい。

- ① 住所の移転、氏名・名称又は代表者の変更等が生じたとき。
- ② 連帯保証人の住所の移転、営業又は勤務先等の変更が生じたとき。
- ③ 地震、水害、火災、その他の災害によって償還が困難になったとき。
- ④ その他資金融資あっせんの要件に変更が生じたとき。
- ⑤ 開業資金の融資の方で、事業を開始したとき。

7. 連帯保証人

東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会による保証については、今までどおり必須となりますが、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、瑞穂町商工会において、申請受付したものについては、下記の条件をすべて満たす場合に限り、連帯保証人を省略することができます。

- ①取扱金融機関が融資実行にあたり、連帯保証人(経営者保証)を必要としない場合
- ②東京信用保証協会又は東京都農業信用基金に信用保証委託の申込みにあたり、連帯保証人(経営者保証)を必要としない場合

※連帯保証人を省略する場合は、別紙「連帯保証人の省略について」を申請時に添付書類として提出してください。また、東京信用保証協会に保証の委託を申込みにあたり、「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書を提供している場合は、その写しを併せて提出してください。

※連帯保証人を省略した場合は、連帯保証人確認書及び付随する書類(連帯保証人の印鑑証明書、納税証明書、住民票)についても、提出を省略することとします。

※申請時に連帯保証人を省略したが、金融機関での融資実行及び東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を得るにあたり、連帯保証人が必要となった場合は、連帯保証人確認書及び付随する書類(連帯保証人の印鑑証明書、納税証明書、住民票)を、信用保証書の写しを提出する前まで(同時でも可とします。)に、産業経済課へご提出ください。提出書類が揃わなかった場合は、あっせん決定書をお渡しできませんのでご注意ください。

○お問い合わせ先

瑞穂町商工会

電話 042-557-3389

瑞穂町協働推進部産業経済課商工係

電話 042-557-7633